

住みごこち一番・可児 — 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造

## あの日の「自然とのたわむれ」「夏のかおり」で 感性づくりの夏休みを！



その追憶は、  
人生の  
宝となる！



**特別寄稿**

貴センター本年度の重点活動  
**「高齢者と人権」**  
 に寄せて

可児市 市民部 参事  
 村瀬雅也

日本においては、世界に例を見ない急速な高齢化が進行しつつあります。

内閣府の人権擁護に関する世論調査（平成24年）によりますと、高齢者に関してどのような人権問題があるかとの問いに、「悪徳商法の被害が多い」「経済的に自立が困難」「働く能力を発揮する機会が少ない」などの回答が上位でした。高齢者を取り巻く課題も様々であり、それに対応する諸施策も分野が多岐にわたっています。

人権問題に携わる貴センターに限らず、すべての市民が、高齢者の豊富な経験や知識を十分に尊重し、活用していくという視点で臨んでいける社会であって欲しいと思います。

**募集**

第17回

ぬくもり人権啓発  
**「標語と  
 300字小説」**

**テーマ**

人としてのありようの「道徳的な（希望・勇氣・友情・忍耐）の大切さ・尊厳」について  
 ※小説は会話をいれること

**応募資格**

市内在住の人  
 （小中学生（高一）般）

**応募方法**

はがきの表に住所・氏名・電話、裏に作品（小説1点・標語2点まで）

**応募締切**

9月8日（消印有効）

**入賞作品数**

標語約30点・小説約7点

**入賞発表**

11月初旬本人通知

（小中学生は、学校から）

**作品展示（入選）**

人権週間（12月5日～10日）

市図書館等で展示

また機関紙「ぬくもり」等に掲載

\*入賞者には、表彰状と図書カードを贈呈

\*小中学生は全て（応募）学校から

**あて先**

本センター宛（本表紙ご参照）

# 平成29年度の活動と28年度報告のあらまし

**目標** 啓発人口 10,000名／年  
(本センターの活動に関わり合った人数)

**重点** 「子どもの人権教育への事業継続と  
高齢者人権への取り組み」  
「互いを信じ、よく生き合う心を持とう!」  
～大人たちのぬくもりある自覚から～  
未来ある子どもの育みを!

**理念** 人は差異・多様ゆえに認め、学び合う人間主義で!

**人権相談**



コーディネートします!

**学校・企業啓発**



人権同和教育サポート

**地域・家庭啓発**



人権社会教育サポート

**街頭啓発活動**



宣伝カー 市内巡回啓発  
健康フェア (心の健康を大切に)

**「各種勉強会」実施**



勉強会の様子 (KJ法にて)  
いじめ防止・道徳勉強会等 (市長・教育長へ提言)

**ぬくもりフォーラム**



ぬくもりフォーラム 子どもぬくもり教室

**市民人権意識調査(約4年/回)**



市内男女(各500名)  
調査項目(16質問)  
(最新:H26・11版)

**ぬくもり講演会**



H28「ハラスメントの対応」講演会

**ぬくもり標語・300字小説募集**



(市)図書館等入賞作品展示

**機関紙発行(ぬくもり)**  
(全戸配布・年三回)



人権4コマまんが「ぬくもりまゆちゃん」入り

**ホームページ**



- 文字大きさ大・中・小変更可
- ぬくもり日記
- 行事案内・募集
- 今週のビタミン
- センター紹介

継続発信(約週一回編入有)

**人権本巡回制度**  
(ぬくもりブックス・フロア)



- ぬくもり本(人権本)を巡回
- 小学校2コース
- 児童用/教師用:同時
- 1ヶ月毎・巡回
- スタート:6月～(毎年)

誘着しおり差上げます。



**研修会/リーダー会**



(年4回位)  
役員・推進員/研修・運営

**人権教育優秀校表彰**



★ぬくもり標語300字小説入賞数最多校  
等で小・中学校を表彰

## 募集

### 「高齢者人権」講演会

後援団体：健友会

募集人数：200名(先着順)

テーマ 高齢者の安心のために

#### ★日時

平成 29年 8月 30日 (水)  
講演時間：11:00～12:00  
入場時間：10:30～(この間「ホワイエ」  
で「人権マンガ展示会」開  
催中。)

#### ★場所

市文化創造センター(アール) 主劇場

#### ★講師

渡辺哲雄氏 小説「老いの風景」(作家)

#### ★応募期間

7月10日(月)～8月10日(木)(消  
印有効)  
電話・FAXにて申込みできます。  
入場券は本センターにて配布します。  
(受付時間 9:30～16:00(土・日・祝  
日は休み)  
※「健友会員」は貴団体に応募下さい。

## 本センターパンフレット完成!

(組織沿革・主な活動等の外部向け)



冊子をご利用の方は、  
本センターまで電話等  
にてご連絡ください。  
(自宅送付)

- 市内在住者
- 受付時間  
9:30～16:00  
(土・日・祝日は休み)
- 受付期間  
7/14(金)まで



# 特集 「高齢者の人権について」 その①

「超高齢社会」の中、「高齢者の人権について」を2回にわたり特集します。今回は、「高齢と人権の関係」・「高齢者の権利と支える法制度について」・次号(11月号)は、「高齢者の抱えがちな問題の対処について」考えます。

## 1 高齢者人口の状況

「超高齢社会」：総人口の内 65 歳以上の高齢者の占める割合(高齢者率)の高い社会の呼び名。日本、可児市も「超高齢社会」です。

日本全体：26.7%  
可児市：26.03%

〈世界保健機構の定義〉

7%～＝高齢化社会  
14%～＝高齢社会  
21%～＝超高齢社会



## 2 主張 高齢と人権の関わり(超高齢社会は、誇りある喜びの社会です！)

- ①「世界に類を見ない」素晴らしい社会は、あなたが努力されてきた「人生の足跡」の結果といえます。
- ②人生の長短の中味も大事ですが、今ここに生きていることが、最も誇りとすべき大切なことです。
- ③一方、今ここにいるということは、生活環境の中で、その人が家庭・地域・国との関わりの結果でもあります。
- ④その上に、人権と法の守りがあります。安穏な平和で自由・平等の世の中でなかったら、命の危険にどれ程の力を費やした事でしょうか。どこでどう生きるかは、人にとって重要なことだと言えます。
- ⑤人権で守られているとは言え、人生の「かんなんしんく 艱難辛苦」を乗り越えつつ、今があります。この事から「高齢者人権」には、「高齢者を守る法や制度」があることを更に知って先々の安心と力になればと思います。

## 3 高齢者の権利と法律・制度について(高齢者の権利とて、人間すべての人の権利です)

(1) 日本国憲法＝「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げない」とされ、次の権利を有します。

①自由に生きる権利	身体・精神・経済活動(住居・個性・能力に応じ人生を築くことの自由)等で。
②平等の権利	法の下での平等(人種・信条・性別・身分・門地・政治・経済・社会関係)等で。
③人間らしく生きる権利	生存の権利 全ての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。 ★〈身の上に居食住での生死の困難が発生したならば、行政へ相談しましょう！〉
	他の権利 義務教育を受ける権利・労働者の権利
④人権を守るための権利	参政権・請求権

(2) 高齢者を支える法律・制度＝高齢者の心身や金銭等が、生活困難・判断力低下・認知症等で失われないう、こうしたことを具体的に補い、人権侵害等に遭わないようにするため、種々の法制度があります(憲法での保障)

①介護保険法 ★要介護者の尊厳保持と能力に応じた自立生活が出来るよう、必要な医療・福祉サービス給付を行う法律。	⑤福祉器具開発・普及促進法 ★移動困難や利便性・安全性向上の促進を図るための開発と普及を図る法律。	⑨消費者法 ★理不尽や不条理な契約等に対する消費者の擁護の法律。
②年金法(厚生年金・国民年金) ★企業又他の職場からの給与より掛け金として、老後の生活の安定維持を国民の共同連帯で行う法律。	⑥住宅安定確保法 ★老後に住むところがない等にならない為、安心して生活できるように居住環境の実現を図る法律。	⑩振込詐欺救済法(預金保険機構対応) ★電話等での詐欺行為の被害者への被害の迅速な回復等に資する法律。(問合せ：03-3212-6076)
③老人福祉法(高齢者医療確保法) ★心身の健康の保持及び生活安定のため必要な措置を目的とした法律。	⑦雇用安定法 ★安定した雇用の確保の促進・退職者の就業機会の確保の法律。	⑪後見人制度 ★認知症・判断能力不十分な人への財産・身上監護を家庭裁判所等に申請して援助してもらう制度。
④移動円滑促進法(バリアフリー法) ★身体不自由な人の移動を円滑にするための施設等の改善を図る法律。	⑧虐待防止及び支援者法 ★高齢者の虐待防止と世話をする家族等の援助を促進する法律。	



